

イギリスにおける封建的所領形成への一過程

—folkland と bookland—

富 沢 靈 岸

【要約】 イギリス荘園の原型は、七・八世紀頃より盛行を見るbooklandの形成に求められる。つまり、国王のbook charterにより当該土地の支配権、自由処分権、世襲権を認められる私有地の形成に求められよう。この私有地booklandの形成に関して、一九六〇年、Eric John, "Land Tenure in Early England" が発表され、ローマ帝政末の土地譲渡に関する理念が導入されて生じたものであると説明された。そして彼はさらに進んで、Motland, Vinogradoff のサルマニストのfolklandとbooklandなるテレーゼを批判し、folklandなる、史料に裏付けされることの稀薄な漠然たる既成觀念を打破して、bookland以前には、folklandではなく、王により保有される土地と、豪族により保有されている土地があつたとする。しかしそれに関する説明は充分納得的であるとは思えない。本稿では、JohnとMatlandの論議の考証を経て、folklandよりbooklandへ転換して行く過程に、豪族のfolkland保有と云う過渡期的土地保有形態があつたことに注目したいと思う。

序

イギリス社会の封建化過程を考えるに当つて、封建的土地所有、マナー領有がどのように発生して来たものかと云う問題を究明することは基本的な課題の一つであろう。しかし、マナーの発生、封建的所領の発生と云う問題はきわめて大きな問題で、十九世紀後半以

来 Romanist, Germanist の華々しい論争が繰返されており、今その研究史を跡付けるだけでも十分に大きな問題であり、ましてや、その問題に一応の解決を与えることは誠に至難の事に属する。

しかし、この大きな問題に迫る一つの方法として、史料的には略々八世紀頃より盛行を見るとされるところの book charter に基く私有地、領地、すなわち bookland と云われるものの成立過程を

考察することは意味のあることであると思う。一昨一九六〇年にイ
スター大学出版会より公刊された Eric John, Land Tenure in
Early England は、bookland の起源を一応ローヤの私有地・領
地観に求め、Maitland の Germanist たちの主張たる folkland
より bookland への推転を考える立場を批判したところの、頗る野
心的な、そして論争的な、また内容豊かなモノグラフであり、Book-
land の成立、封建的所領の成立への動向を考える上にきわめて示
唆的な内容を盛った力作である。今、稍々詳細に John の説く所を
紹介し、John が目前の論敵と仮想した Maitland の説く所と対照
させて、併せて卑見を加え、筆者なりに封建的所領の成立過程を考
えて行く一つの手掛りを得たいと思うのである。

一 Maitland 説

John はどちらかと云えば Romanist の陣営に組入れられるべき論説を展開しているが、しかし、John の力点は帝政末期の領地所有のあり方の分析、その歴史的意義の評価に優れた特徴があり、その点において従来の Romanist の所説とは稍々趣きの異つた新しい視角を持つている。

John は、Maitland が七・八世紀の教会への土地寄進について説明している所より論説を起しているので、とりあえず Maitland

の book charter の解釈を引用してみよう。^①

Maitland によれば、教会への寄進に起源する七・八世紀の土地寄進は、近代的な法意識より見る時、土地所有者たる王が教会へ土地所有 landownership そのものを譲渡したと受取られ易いが、しかし book charter を字義通りに読めば、土地の ownership そのものを譲渡したとは考えられず、単に土地とそこに住んでいる自由民とに関する superiority のみを譲渡したと考えられる場合が多い。^②すなわち譲渡された土地には色々な種類の人々が色々な種類の保有条件で土地を保有していたことが考えられる故に、その土地の収入とその土地の負っている負担とを買取つたこととなるのではなからうか。しかしそれについては book や charter は詳述していないと云う。

Maitland によれば、^③若し土地が教会へ landownership そのものを譲つたとするならば、七八世紀のイングランドの landowners には国王と教会の一部の大貴族だけしかなくかつたと云うことになる。(つまり自由民、ハイド保有農 ceotil の landownership が認められないこととなる)と云う Germanist 的疑問を提出する。十二・十三世紀の封建時代のことならば、彼ら国王、貴族たちが或るマナーを譲つたと云う場合に、そこには自由民も農奴も奴隸もいたものを譲つたと云うことが考えられるが、封建時代以前の七・八世紀のイ

イングランドにおいて、Kemble の云う *ethel*, *hid*, *alod* を持つる自由民が、彼らの上に彼らの土地処分について権能のある *landlord* を持つていたとか、また、その *landlord* がその自由民の *ethel*, *hid* は自分の支配下にある土地であると宣言出来たとか云うようなことが考えられるであらうか。若しそうとすれば、七・八世紀イギリスに対して *feudalism* の名称を与えねばならず、初めから *feudalism* があつたことを信じてなければならぬと云う。故に、*Maidland* としては、七・八世紀の王なり大貴族なりが、土地を寄進・譲渡する場合、その土地に含まれている自由民については、その *ethel*, *alod*. そのもの、土地所有そのものを譲渡したり寄進したりしたのでなく、その土地に含まれている自由民の *ethel*, *alod* に関する *profit* 乃至 *superiority* のみを譲渡し寄進したものと解せざるを得ないと云うのである。^④

しかし *Maidland* は、*book* や *charter* で譲られたものはすべて *superiority* のみを譲られたものであるとは解釈せず、主として *theow* 奴隸、*inct* 隸農により住まわれていた村落ならば、王は相当自由にその *landownership* を移し得たであらうから、*book* や *charter* で譲られたものの中には、①土地の *full ownership* が譲られた場合(自由民のない土地の場合)。② *superiority* のみが譲られた場合(自由民のみの土地の場合)。最も一般的な場合として、

③自由民に関する *superiority* と *king's slaves* の *ownership* とが譲られた場合の三つの場合が考えられるとする。しかし、文書の上では、そのような区別は全く認められず、また譲渡される土地における自由地、自由民と、隸屬地、隸農、奴隸などの区別も意識されていなかったと云う。^⑤

しかし、*Maidland* は、*bookland* と *folkland* とを同じく *bookland* は王の *book*, *charter* に登記された特権地であり、*folkland* はそのような登記のない、いわゆる *folk law* に基いて保有される土地で、その保有者は、自由な土地所有者であると考える。そして、その土地の *superiority* は王が持つていたのであり、王が *folkland* を *gift* することによりそれが *bookland* となるものであるとする。^⑥ 従つてその *bookland* たゞを教会の *bookland* は、教会の下に自由民がそれぞれの *ethel*, *alod* を所有しつづける *folkland* であると考えざる。つまり、王の下に *folkland* を所有していた自由民が今、王の *book*, *charter* により教会へその所有地と共に寄進されたもので、教会としてはその土地を *bookland* として持つけれども、その教会の下にある自由民は、それぞれの *ethel*, *alod* を従前と同様に、すなわち王の下に *folkland* として持ち続けていたと同様に持ち続けるもので、実情は変らなう。 *bookland* と *folkland* は属性の差であり、同一の土地が *bookland* であり、また同時に *folk-*

land のみならず極言す^⑦。Maitland は、七・八世紀の bookland はあらゆる純粹に gift されたものであり、これを強調してゐる。

① Maitland, *Domesday Book and Beyond*, p. 230 ff.

② *ibid.*, p. 232.

③ *ibid.*, pp. 232~3.

④ *ibid.*, pp. 234~9.

⑤ *ibid.*, pp. 240~1.

⑥ *ibid.*, p. 257.

⑦ *ibid.* 因みに、Maitland は、封建的所領形成の基本条件として、book, charter の出現そのものよりも一〇世紀末の writ 形式のものに多く出て来る sac and soc と云う裁判権の分与を示す言葉の出現、および、封建領地に軍役が賦課されて来て封建所領の概念が明確になつて来ることを考へてゐるように思われる。 *ibid.*, pp. 258, 261, 265 ff. および pp. 284~5. 封建制と軍役の關係は、pp. 294~5. 参照。

⑧ *ibid.*, p. 293. a gift of land to a church is "an out and out gift"; nay more, it is a dedication. *ibid.*, pp. 293.

II John のテーマ

John は以上のよつた Maitland の superiority 譲渡説に示唆を得て、この七・八世紀イングランドにおける superiority 譲渡の風習は特殊イギリス的なものでなく、ローマ帝政末の土地譲渡につ

ても極く一般的に見られた風習であることを Ernst Levy の帝政末の研究成果を利用して指摘する。

すなわち John によれば、ローマ帝政末の土地寄進・譲渡の時に、寄進・譲渡者は landownership のものを譲渡せず、 usufructus for life を保留したり、時には完全な所有権を保留したりすることもある。その際の dominium の意味は ownership でなく、Maitland の云ふ superiority の意味に弱められており、古典古代の觀念とは全く異つた譲渡觀念となつてゐる。そしてこの帝政末の用語法およびその理念がイングランドの土地譲渡・寄進に導入されたものであると云う点を強調してゐるのである。アングロ・サクソン七・八世紀の book, charter には、何れも等しく新設される修道院、教会へ自由処分権 liberam facultatem と永遠なる後継権 ius perpetuum を譲渡するところになつてゐるが、^⑧ローマ帝政末のものに ius perpetuum また facultas と云ふ語が用いられ、ius は facultas の意味で、^⑨土地所有そのものの譲渡ではなく、皇帝が譲渡する領地に関する高度な superiority——political な fiscal な権力のみを指すが、しかし遺贈権、奴隸解放権をも含めた高度な権力——を意味するものとしてよく知られてゐた保有条件であつたのである。例えば五世紀頃の初期 Lombard 法の中の Codex Eur-icianus、七世紀の Lex Visigothorum、Leges Alemannorum 以

その例がある。そしてそれはアングロ・サクソン七・八世紀の book right の理念と酷似するものであり、Bede が七世紀中頃の Wilfrid 司教へ Saleby 地区が譲渡されたことを叙述する際にも、*facultates cum agris et hominibus donavit* という風に用いられていて、ローマ帝政末以来、土地所有そのものでなく、field や men に関する高度な power のみを示す語として広く周知のものとなっていたことが分ると云う。^⑧

さらに進んで John は、帝政末の *ius perpetuum* 觀念が七・八世紀アングロ・サクソン世界へ導入されてそこで book right を生むに到る際に、教会の教会寄進地に関する *ius ecclesiasticum* 自由処分権、行政権の移植が媒介となつていた点を強調する。^⑨ 例えば、八・九世紀のアングロ・サクソン史料に、*form* 徴収権を *loan* 貸付けによつて長い期間無事に所有し続けるとその土地に関する自由処分権を生ずる習慣があり、その期間が約三十年位に短縮されていたことを示す慣例があつたが、これはコンスタンティンの法ではもつと長い期間所有することを要求していたもので、Lombard 法において期間が短縮されたものであるが、このような帝政末の教会領に関する慣例がアングロ・サクソン世界に導入されたことを物語るものであるとする。つまり、七・八世紀アングロ・サクソンの book right が如何に帝政末の法からその指導的理念・慣習を借りていた

か、また教会領の慣習、行政権が、如何にその間の媒介をして来たものであつたかを物語る例であるとする。かくして John は、Levy と共にローマ法、帝政末諸部族の法より、*Canonical Law* を媒介としてアングロ・サクソンの book right が生れ、その book right については、*Mattland* とは異なり、従来 of *precarious* な土地保有がこれによつて明確に *perpetual property* として認められるようになったものであると云う結論を導き出している。^⑩ 帝政末の法、諸部族法、アングロ・サクソンにおける教会所有権の確立と云う媒介項を重視している点で従来 of *ロミニスト* とは異なる特徴ある理論を展開しているものである。

⑧ Ernst Levy, *West Roman Vulgar Law. Memoirs of the American Philosophical Society held at Philadelphia for printing Useful Knowledge*, xxxlx, 1951.

⑨ John, *op. cit.* p. 3.

⑩ *ibid.* p. 4ff. 六九〇年頃と思われるケントの charter "almac Abbac abbatissae atque carnali propinquitate proximate in Deoque matri monasteriali juri dono perpetuo, quatinus habeat possideatque proprio arbitrio, et cuiuscumque voluerit vivens vel moriens habeat integram facultatem condonare tantum in domino." (慈愛深き Abbce 尼修道院長およびその近親者へ、神と母なる修道院の特権において、任意の領地として持ち、所有する条件で、私は永遠に贈与する。また、存命中でも、臨終の床にある時でも、その欲する何人へも、領地の

すべしを贈与する全権を持つものである。) quot. from Cartularium Saxonicum 35. その他、タンクト以外のローミンの史料にも、永遠の所有物として贈与するとか、汝が有益と思ふ通りに贈与したりする権力を持つようにとか云う文句が出てくる。

⑭ *ibid.* pp. 11-12. "perpetuo iure possideat; illi qui possident heredibus suis relinquendi aut quibus valuerint donandi habeant potestatem." (ius perpetuumを持つ) すなわち、その子孫に遺贈する「権利」を所有し、その欲する者は贈与する権利を持つ者である。) quot. from Levy, op. cit. p. 23. また七世紀の Lex Visigothorum の "Donationes regie patetatis, que in quibunque personis conferuntur sive conlate sunt, in eorum iure persistent; ..." (王の権力の贈与は贈与されたり叙任されたりする何人にも、その人の権力として確保される...)。更に「ありと」 Lex Visigothorum II. i. 25 には "Si de facultatibus vel de rebus maximus aut etiam dignis negotium agitur, index, presentibus utriusque partibus, duo iudicia de re discussa conscribat..." (権力について、あるいは大きな事件、あるいは価値ある事件について事が起つた場合、裁判官は、現在も過去も、そのことについて討議された二つの権力を記述した...)。つまり、ius, facultas は土地の自由処分権と自由に遺贈する権利であることを物語る例である。

⑮ *ibid.*

⑯ *ibid.* p. 13. "Et quoniam illi rex cum praefata loci

possessione omnes, qui ibidem erant, facultates cum agris et hominibus donavit.....inter quos servos et ancillas..... libertate donando iugo servitutis absolvit....." (王は、その場所のすべてにあつたあらゆる所有権と共に、facultates を土地と人々と共に与えたので.....その中には奴隷を.....人間の自由を与えることにより奴隷の義務を行つことから解放した...)。

⑰ *ibid.* p. 18 ff. 修道院の feorm 徴収権について Worcester 司教 Deneborht と Hereford 司教 Wulheard とが争ふ司教 Aethilheard に裁かれた (c. 803). Worcester 司教が Hereford 教会に loan されたものびることを主張したのに対して Wulheard 司教は "Si erat unquam jam XXXX annis et eo amplius nemo illum neque antecessores eius huiuscemodi pastu pulsaret neque tangeret." (若し、既に三〇年或いはそれ以上経過しておれば、彼もその先祖も誰もその pastus (feorm) に干渉して変更を加えたり、なされたり (出来) ならぬと) と反論した。

⑱ *ibid.* p. 22. "quia et filiorum nostrorum Principum ita emanavit auctoritas, vt ultra XXXX annos nullis liceat pro eo appellare, quod Legum tempus exclusit." (と云うのは、われわれの子孫に、三〇年をこえなると、時刻にかかると云う理由で、誰も訴えをおこなふことが許されないと云う権威が生じたからである) 四九四年と云う日附けのある Gelasius がシムリー司教宛てた書簡よりの引用である。

⑲ この点については本文三・五で後述する。

三 John のゲルマニスト批判

John は、前節述べたようなブーゼをもつて book right の意義を高く評価しながらゲルマニストの説を批判して行く。

先ず、book や charter により教会・貴族たちは何を得たかとう問題について、恐らく、耕作民が住みついている開拓された領地を得、その field と men とに關する支配権を得たことが考えられ、耕作民の立場より見れば、今まで王に提供していたもの (feorm など) を以後はその教会・貴族たちへ納めることとなった。^⑧ Maitland はそれを superiority の譲渡と呼んでいるが、political authority と云つてはさうであらう。X hides の土地を譲渡したと云ふことは、X hides に關する feorm 徴収権とその土地に關する行政権とを譲渡したことであるとする。^⑨ しかしその際に、土地所有そのものではなくその土地と人民に關する superiority を譲つたと云ふ Maitland 説は示唆的ではあるが、Maitland の理解をきわめて曖昧であると云うそしりを免れなかつた John は考へる。^⑩

すなわち John によれば、book right とはもつと性格、内容の明確なものであつて、曖昧な superiority の譲渡は、Maitland の云ふやうに book right だけの book land 保有に見られるのではなく、book right 出現の半世紀前か一部の寵臣、magnates

により行われていた magnates' land において見られたものであり、^⑪そこではそれらの豪族たちが feorm の徴収権、行政権の precarious な保有が行われていたことが考えられるとする。しかも、この magnates' land は、Germanist によれば、^⑫ある豪族がある土地を folk land として保有する場合としてゐるが、豪族が folk land を領地として保有するという事態は folk right の概念からはどうしても説明のつかない事態であると非難する。^⑬ John はこのやうな precarious な保有、magnates' land 保有は結局王の laen land であつたと説明するのであるが、それはまた後述するとして、John は book right による保有は、そのやうな心許ない保有でなく、従来の magnate の保有する fiscal right, superiority の上に、自由処分権、永代所有権と云う明確な権利を確認して行くものであることを説明する。^⑭つまり、book right, book land の成立は、superiority だけの豪族たちが precarious tenure より、free disposition, perpetual possession を加えた permanent tenure への転換、その転換の確認と云うをわめて明確な内容を持つものであることを強調し、booking を軽視してゐるやうな Maitland の曖昧な想定を批判する。^⑮

たとえば、教少の folkland に關する史料の中にある八五八年のケンニト王 Aethelberht と王の thegn, Wulfaf との有名人土地交

換例がそれで、^⑤王は彼に Wassingwell の五 plough land を与へ、その代りに彼が precariously に保有してつた Marsham を王の folkland とした。が、その際、Marsham の中の Faversham の沼沢地、塩田および塩田に属してゐる森林は除くこととされた。つまり Vullat がそれまで Marsham を precariously に保有してつたが、この交換後 book や charter を得て Wassingwell を bookland として保有し、同時に前に precariously に保有してつた Marsham の中の Faversham の沼沢地、塩田、森林とを明確に bookland として保有するものとなつたのである。つまり以前の magnate, thegn の precarious な保有が book right によつて明確な権利を、云い換えれば fiscal and jurisdictional right, political authority, superiority の外に明確な自由処分権、永代財後継権を得たものであるとする。precarious な magnates' land が book charter により再確認される例が多いが、^⑥それらは自由処分権、永代財後継権を獲得したことに外ならないと云うのである。

John は更に進んで Germanist の folkland 観を Bode によつて痛烈に批判し、folkland なる概念を葬り去らうとする。John の folkland 批判には致命的な誤りがあると思われるが、それは後述することにして、一応彼の云う所に従つて彼の Germanist 批判を紹介しよう。

彼は、Germanist が伝家の宝刀として伝えて来つた folkland は、究極的には family land とされており、伝統的に、複雑な相続規定にまもられて、あるいは制約されて family の generations に伝えられて行くものであると考えられているとする。^⑦そのような family に固定させられた folkland がどのようにして教会へ譲渡されたものであろうか。事実教会へ自由に贈与すると云う希望が一般にあり、また既に book right 導入以前に教会への寄進が行われていた。しかし、それは何に基いて寄進されたのであろうか。folk law に基いて寄進されたと云えるのであろうか。folk law による寄進とはそもそも一体何を意味するのか。folk law が何を媒介して教会の私有地として寄進されることが出来たのか分らない。土地寄進に関して実権を握つていたのは王であると云われるが、しかし王も実は勝手に自由に寄進出来なかつたのであり、王も臣民と同様に book right を望んでおり、王自身へ book したと云う例も少くない。しかし Germanist の云う folkland 観よりは唯一の寄進認可権者は王であるとする外はないであらう。^⑧book や charter では、その寄進地について違反が起つた場合の呪いは王と云う名目上の寄進者およびその王の子孫についての呪いしかなく、実際の寄進者およびその子孫が違反する場合の呪いは全くないのである。^⑨ともかくも、実態は誰かが王の許可を得て教会へ寄進したのであるが、

その場合、その実際上の寄進者である誰かが教会へ自由処分権、永代財後継権を与える際に、その前に彼がそのような自由処分権、永代財後継権を持つていたことが前提となる。つまり、book right 成立以前に book right 的なものがあつたことを前提しなければならなくなるのであり、あらゆる特権は王の認可に基くと云わねばならなくなるが、しかし、臣民と共に book right を望んでいたような程度の王の family land 支配権ではその間の事情を納めるには説明出来ない^⑧と云うのである。これに対する John の回答は明白で、ゲルマン人は family land の譲渡には非常に複雑な制限をうけており、彼らの觀念からは land book も土地の自由な寄進・譲渡も生れて来ない。すなわち、book right は folk right 説では禁じられているところの後継者を自由に選ぶ権利を占有者に与えるものであり、book right により得られる権利は folk custom より離れて行く権利であり、そのような権利は到底 folk law よりは生れて来ない。そして、それは全く帝政末の土地所有、土地寄進・譲渡に関する法より出て来るものではないだろうかと答えている。つまり、ゲルマン的 folk law 的世界以外のローマ世界にその淵源を求め、教会領形成を媒介としたローマの深甚なる影響を高く評価しているのである^⑨。

もう一つの John の批判は、Germanist が folkland を複雑な

相続規定にまもられ、あるいは制約されたところの、family の代々の generations へ伝えられて行く土地であると考えている点に向けられる。folkland はそのように明確な family の代々の所有地であると考えていいてあつたか。逆に family land を自由に完全に family に伝えて行くために book right を得たいと云う強い要望が一般であつたのであり、folkland, family land は Germanist が考えているように、family に確実に伝えられて行く土地ではなかつたのである。すなわち Bede によれば、一般に family land を自己の子孫の確実な永代後継財とするためにそれに関する book right を望んでおり、それを得るためには自己の豪族を似而非修道院にかえてまでもそれを得ようとした。つまり book right, book land は教会領のもの、聖界に属するものと云う強い觀念があつた。^⑩ Bede は、そのような動機より盛んに土地を教会領とする弊風があつて、若い戦士たちへ与えるべき family land が欠乏したと云われる程に風靡したと云つてゐる。つまり Germanist の説く所とは逆に、family land は family の確実な永代財ではなかつたので、そのために family land を教会領として book land 化しようとする弊風があつたと解しなければならぬと云う。^⑪ その外、family land が心許ない、precarious な保有であつたことを証する史料をあげて Germanist の folkland 観、folk law 観を論駁し、その

たうに precarious な保有が、book right にたうして perpetual な unrestricted な保有となつたことを論証する。そして、何故に俗人が無理をしてまで book right を求め、似而非教会人にまでなうとしたのか、それはイギリス人が ius perpetuum, ius ecclesiasticum の觀念を邪悪な魂胆より帝政ローマから借用したことを物語るものに外ならない。英国史は矢張りローマより始まつたと考えられるとする。John の考え方の根底には、ノルマン的な precarious holding が帝政末の ius perpetuum, ius ecclesiasticus, facultas holding を導入して book right, book land の成立を見た云々、明確な図式が描かれてゐるように思える。

- ① John, op. cit. pp. 25~6.
 ② ibid. p. 31~2.
 ③ ibid. p. 32. footnote (5). 本文参照。
 ④ ibid. p. 36. and p. 50. magnates' land は、豪族たうに譲渡するたうに保留をせうした土地の magnate に後継権がある土地ではなく、その magnate が身分、地位ごちをわしくなく行動があつた場合には王に没収されるもので、また逆に、その子供が立派な者である場合には後継が許されて行くものであると考へら。cf. ibid. pp. 55~6. and p. 62.
 ⑤ Maitland, op. cit. p. 246. タントの Aethelberht 王時代の王の thagn. Wulfat は Marham を folkland たうして保有してつた。また、Ealdorman Aelfred の遺書に彼が folk-

land を領有してゐたことが記され、それを自分の庶子に後継せうせうた希望を持つてゐたと云われる。

- ⑥ John, ibid. p. 36 folkrigt の概念からは book right が説明出来ない云々。
 ⑦ ibid. p. 38. 教会が以前に保有しその feorm を徴収してつた同じ土地が、book や charter により改めつ bookland とされてゐる例が七世紀のケンタに於けるが (ibid. p. 36. Cartularium Saxonium 45) これは改めつ ius perpetuum を附加したものとして理解されるやうである。
 ⑧ 本文に於てたうして Maitland は、教会貴族の book land の中には自由民の eitel, alod の (folkland 的) 保有の伝統を存続を強調する。
 ⑨ ibid. pp. 36~7. また Maitland, op. cit. p. 246.
 ⑩ Wulfat の Wassingwell の book land 保有の外に、John は、教会や貴族が book right 出現以前に、precariously に領地を保有してつた例をあげら。タント王 Oswini が、七世紀末に尼修道院長 Aebbe と与へた bookland の一部は曾て Yrminredus とする豪族が保有してつたものであつた。“quam aliquando Yrminredus possidebat...” (quot. from Cartularium Saxonium 40) また同じタントの charter に “in ipsa quantitate sicut antiquitudo principes a regibus sibi perdonatam habuerant” (曾て豪族たうに王なる譲渡をせうつたのと同じ大衆の) (quot. from C. S. 42) とあるが何れも book right 出現以前に豪族たうに領地を precariously に

保有してゐたことを物語る史料で、今それが book されたことを示すものがある。John, *ibid.* pp. 49~50. また註⑩参照。

⑳ John, *ibid.* p. 40.

㉑ *ibid.* pp. 41~2.

㉒ *ibid.* p. 43.

㉓ *ibid.*

㉔ *ibid.* p. 42.

㉕ *ibid.* p. 39.

㉖ *ibid.* p. 63.

㉗ *ibid.* p. 40.

㉘ *ibid.* pp. 44~5.

㉙ *ibid.* pp. 44~6. Bede では一部の貴族たちが行つただけでなく、大抵の貴族高官たちが在職中に修道院を購入することが出来たようで、king's thegn の中にもあつた位であると云われる。

㉚ *ibid.* p. 46 ff. その一部は註㉙にあげた。豪族達の保有も本質的には一代乃至有限の laenland であり、folkland を王の手にある laenland、王の下に precariously に保有されてゐる土地と見て大過ならであらうと考えてゐる。(cf. *ibid.* pp. 52~3)

四 book 出現以前の土地保有に関する

John の見解

John は以上のやうに folkland, folk law と云ふ語を一切排し

て、ゲルマン世界の初期の土地保有は precarious holding であつたと考える。そして当時の土地保有には、magnates' lands と

王により保有される土地との二種類のものがあつたとする。そして magnates' lands については、王より寵臣、貴族、豪族らに譲与

された土地で、後継権はなく、王の下に precariously に保有され

たもので、立派にその身分、地位にふさわしい行動のあつた場合に

はさうに子孫に伝えられて行くが、それにふさわしからぬ行動があ

つた場合には王の許に没収されるべきものであると云う。彼によれ

ば、厳密には folkland=laenland とは云えないが実質的には同

じ意味と考へており、Germanist たちの云ふ folkland は、王の下

で precariously に保有されてゐる laenland である、王から見

れば laenland であつたと云う。

もう一つの、王により保有されてゐる土地については説明がないが、一般自由民の保有する土地は、王により保有されてゐる土地の中に含められるのか、あるいは、magnates' lands と同様に、一般自由民の資格と限界の下に王より laen されてゐる土地として

magnates' land の延長と考へられてゐるのかが不明である。

また、John のこのやうな laenland 説について不明な点は、王

が magnate から一般自由民に到るまでの人間に laen を与える権

能を持つた存在であることが前提されてゐるようであるが、このよ

うな

うな

うな

うな

うな

うな

うな前提は、王権に関する Germanist の前提——すべての土地の譲与権を王に求めようとする前提——を、臣民と共に book right を望んでいたような程度に王の family land 支配権では、教会への土地寄進権が王にあつたことを十分に説明しきれないとして論駁したさきの彼の態度^①と一致しないものを感じざるを得ないのであるが、その辺の一般自由民の family land 支配権、土地譲与、貸与の認可権に関する国王をめぐる解釈と云うものが不定であるように思われる。

以上は、John の著書の第四章までの、そして筆者が最も興味を感じ、疑問と批判を付け加えたい内容であるが、ついでに第五章以下第八章までの彼の論点を簡単に三点に要約すると、その第一点は、Aethelbald 王の Gumley 会議（七四九年）後より、教会の特権が制限されて、橋梁維持と城砦維持の二大公共義務が課され、Otha 王時代の七九三〜九六六年頃より軍役奉仕の義務が付け加えられる風習が起つて来たと言ふ点の指摘である。^②つまり、この頃のマーシア王は腐敗せる修道院問題を解決するためにこれらの公共義務を課したものであるが、また book land を、ローマ帝政末の法を受入れて、それまで領地の譲与と云えば教会領の場合に限られていたのを、さらに一般的な世俗貴族領をも含めた概念にまで広げ、book right にこれら三大公共義務を課することにより、聖俗界を問わず、一般

に貴族所有、貴族領と云うものを成立せしめ、その封建的土地所有のあり方を規定したという指摘はきわめて含蓄深いものがある。すなわち、このような指摘から、一般貴族領形成が国家的公共義務の賦課と並行していること、一般貴族領の形成と国王権の伸長を中核としたイギリスの国家形成とが並行していることがイギリス封建制理解の一つの重要な鍵となるものであることが考えられる。

第二点は、九六四年 Edgar 王が Worcester 司教 Oswald へ譲与した特権に関する史料、Oswaldslow を参考にして、この一般貴族領の成立について、それが hundredal authority を媒介とした裁判権、軍事権の譲渡であつたことが考えられると云う点である。^③これも、国家財政上、上から課したと云われる財政、行政上の単位である hundred と云う制度に媒介されて貴族領が成立して来ると云う、国家の公共官職を利した、謂わば官製のイギリス封建制の一面を示唆しているようで興味深い。そしてこのような変化、つまり、hundredal authority を貴族へ譲渡して行くと言ふ変化は、上層 thegn 層にはきわめて甚大な変化を与えたもので、今まで王の直屬下にあつた者が司教乃至貴族の tenant となつた点で、彼らは彼らの保有していた book right を放棄、断念し、tenant-in-chief から司教の tenant by laen へと変化し、司教の下に unwritten laen で保有することとなつた身分上の、また保有関係上の変化は可成り

甚大なものであった。しかし、下層民については殆ど影響はなく、*feorm* の給付先き、その給付の監督者が変わつただけにすぎなかつたと考へている。^⑮ このような考へ方より John は *feudal tenure* の起源を考へる際に、それは司教乃至貴族が *coroll* 一般自由民に關して単に *territorial* な支配権を獲得したと云うべきものではなく、その地域の上層 *thegn* たちを *personal* に支配する権を獲得したと云う点を強調してゐるようと思へることも、*feudal tenure* 貴族領成立における上部構造的な変化の意義を強調してゐるようである。示唆に富むものがある。

第三点は、*Oswaldslaw* における土地保有の性格、規定、州知事権の排除などに関し、一〇八六年の *Domesday Cartula* と九六四年の *Oswaldslaw* 創設當時の文書 *indiculum libertatis de Oswaldes Lawes Hundred* とを比較してゐる点である。^⑯ John によれば、両者は略々同じで一〇八六年も九六四年も本質的に變らず、*indiculum* と *beneficium* とにわかれてゐる所を、*Cartula* とは *feudum* と呼んでゐる点を考証し、土地保有の原則に關する限り、*feudum* は *Oswaldslaw* を踏襲してゐるものと云ふ。^⑰ これは既に Matiland も云ふ所であるが、彼は Matiland を擁護し、既に *Oswaldslaw* は *feudal tenure* があつたことを確認してゐる。^⑱ 又 John は Matiland の *indiculum* 考証の価値を高へ評價し、Matiland と共

に、*indiculum* には司教が領内の *thegn* の行く司教への *service* 実施と、王への軍事奉仕、使者奉仕、つまり *forinsec service* の実施との両方を監督したことが書かれてゐることを考証し、*feudum* の *Oswaldslaw* 時代より、*Anglo Saxon* 時代より、はゞかり *thegn tenure* があつて、それが後の *knight tenure* へ連なるものであつたと云ふ見通しを与へ、^⑲ *Anglo Saxon* 時代より征服への連続性を確認してゐる点で重要な論文であると思ふ。

^⑮ John, *ibid.* pp. 54~5. *ethelrinc, ethal* 後継権は王にのみ認められる可能性のある *heritable* なもの、自然に後継される *hereditary* な権利ではなかつた。(cf. p. 55, footnote 2)

^⑯ *ibid.* pp. 52~3. John は *alderman, Alfred* が *bookland* の外に *folkland* を領有してゐた例をあげ、*folkland* を自分の子供に遺すには王の認可を改めつうける必要があつたが、このことは *folkland* は王の下に *laen* として保有してゐた土地であることを示すものと云つてゐる。

^⑰ 本文三、および註⑳参照。

^⑱ *ibid.* p. 70 ff.

^⑲ *ibid.* p. 78.

^⑳ *ibid.* p. 77 and p. 79.

^㉑ *ibid.* pp. 86~7. 軍事権についての pp. 116~7.

^㉒ Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England*. Cambridge, 1959. p. 242.

^㉓ John, *op. cit.* pp. 135~6.

④8 ibid. p. 143.

④9 Ibid. pp. 144~5.

⑤0 ibid. pp. 146~7.

⑤1 ibid. p. 160.

五 John のテーゼへの疑問

前節後半に附加した部分は、全く示唆に富む、きわめてスケールの大きな見解をもつた論文であり、筆者はただ大いに啓発されたのみでそれに何の批判疑問もさしはさむことは出来ないのであるが、それまでの、きわめて明快なロマニスト、反ゲルマニストの見解を述べた部分について若干の疑問と批判を提出してみたい。

繰返して彼の説く所要約すると、彼は Germanist の云う folk-land 保有が、Germanist が云うように family の子孫に伝統的に伝えられて行く family に固定された保有地ではなく、それとは全く反対にきわめて precariously に保有される土地であり、当時のアングロサクソン社会における土地保有はすべてこのような precarious holding であると考える。そしてそれには王により保有される土地と、magnate たちの保有する土地とがあるが、後者についても、その保有は precarious なもので、王より見れば王の下に laen されている保有地にすぎない。そしてその内容はその土地に関する軍事的財政的支配権を保有することにすぎなかったが、

これが、七・八世紀の book charter により——主として教会が——その土地に関する自由処分権、永代財後継権を保有する権利を得、その保有権が確保されることとなるのであるが、その book charter による土地譲渡は、実は土地所有そのものの譲渡でなく、その土地に関する財政、政治支配権、および自由処分権、永代財後継権、つまり ius perpetuum, facultas の譲渡であつたと云う。

そして、この precarious holding より book land への変遷について、つまり facultas の譲渡と云うものは、正に五・六世紀のローマ帝政末期にきわめて一般的に行われていた慣習で、それがアングロ・サクソン時代の教会への土地寄進、教会領の形成に媒介されてその慣習、概念が導入され、七・八世紀アングロ・サクソン社会の book land を生んで来たものであるとロマニスト的な立場よりきわめて明快にその歴史的系譜を描き、ローマ法の世界と hide や feorm の世界とを関連づけているのである。

John は、そのように帝政末のローマ世界、部族法を重視している点、ロマニストのマンネリズムに陥ることなく新しい視角を採り入れることに成功しており、今後の研究動向に重要な課題を与えたものと思われる。また従来から注目されていた問題であろうが、教会領の形成、一般に canon law がローマ世界とゲルマン世界との橋渡しをすることに貢献していることを強調している点は、彼の

論文に大きなスケールと展望を与えているように思われ、彼の描く歴史像は頗る説得的である。

しかしながら彼の論文には唯だ一つ重大な誤解がある。つまり、Germanist が folkland, family land をその family の代々に伝統的に伝えられて行くものと考えているとする彼の重大な誤解がある。筆者の John への疑問は正にこの一点のみ集中していると云つてもよい。そして、彼は論文の諸所において読者に自説を押しつける気持は毛頭ないと断つてはいるが、しかし彼の論文の底流となつてゐるものの中に Germanist の folkland と云う言葉を全く排除して行ふとする可成り執拗な態度が読みとれ、folkland を否定するために誠に苦しい論陣を張つてゐる感が強い。

以下にこの一つの疑義を中心に二、三の角度から疑問を提出してみたいが、第一は、先ず folkland に関する誤解である。folkland は、Germanist と云われている人々も John と同様に family に固定した保有地とは考えておらず、成程漠然とはしているが、家父長制大家族を構成している ceorl たちが folk right により保有している ethel, alod 割当地があり、その処分には国王の承認が要り、またその後継は複雑な folk law の規定の下に行われるべき土地であるとしてゐる。Germanist と呼ばれる人々は皆 folkland を同様に precariously に保有されてゐる割当地であると考へてゐるものと思

う。だから folkland, family land は folk right による precarious な保有であつた故に、それを修道院財として名義上寄進し、それを book right の下に確保しようとする努力があつても、それで Germanist の説を批判したことにはならぬ。Germanist の云う folk right による family land 保有が、John のは、precarious な保有も結局同じことを意味しており、少くも John の方が Germanist よりはつきり規定してゐるとは考えられない。

第二に、John が folkland を無視してはいないが極度に軽視してゐる態度でいつてゐる。John と同様に、Germanist と云われる Maitland も folkland に言及した史料は三ヶ所しかないことを認めてゐる。^⑤しかし、folkland が史料に三ヶ所しか出て来ないと言ふことは必ずしも folkland が三ヶ所にしかなかつたことにはならないのであつて、folkland に比べて folkland, folk law と云ふものは史料や記録に残り難い性格のものであることを十分に確認しておかなくてはならぬ。

また、John が、family land が帝政末の法の影響をうけて子孫に伝えられたこともあると云ふことを証する史料としてあげてゐる Lombard 法の一節は、正に帝政末 Lombard 社会における folklaw の存在を物語る史料としてそのまま逆用することも出来るのではないか。"Sicut nec patribus ejctum est filium suum sine iusta

causa aut culpa exhereditare, ita nec filius loccat vivo patre
cuiusque res suas thingare aut per quodlibet titulum alien-
are, nisi forte filios aut filias legitimas, aut filios naturalis
reliquerit, ut ipsius secundum legem suam conservet.” (父に
ついても正当な理由や犯罪行為なしにはその子供を廃絶することは
出来ない。(父が)その慣習によつて自分のものとして保持するよ
うに正嫡なる息子や娘にも又庶子にも遺そうとしなかつた場合には、
その子供が父の存命中に父の如何なるものをも贈与出来ないし、ま
た如何なる名義によつても手放すことが出来ないのと同様であ
る。)

何よりも明白に folkland 相続規定、folk law の如きものがあ
つたことを物語る史料は九世紀後半の Ealdorman Alfred の遺書
である。そこには、bookland はその妻子に後継させるが、しかし
彼が領有している folkland の相続については王の認可が要したの
で自由に勝手に自分の子供に伝えられない、特に正嫡子でない場合
には困難であつたことが記されている。これは、Maitland も云う
ように、われわれに folkland 領有、folk law の存在を示す好箇
の史料ではないだろうか。

また John は、Canterbury, Christ Church が権利を持つてい
たあるケンント領の歴史を書いている九世紀の charter を引用して

⑤。それによると、大司教 Jaenberht の親族の Ealdhun と云
う人が、その領地を永遠に自由な法で所有されるように教会へ寄進
したが、この領地はケンントの Eageberht 大王により book された
ものであつた。ところがその時 Offa 王がケンントの overlord であ
つたのでその book を取消した。かくてこの取消しにより Canter-
bury はその領地を失つたのであるが、しかし Ealdhun 家にはも
どらず Offa 王の保有する所となつた。その後司教が Offa 王から
この土地を完全な教会領として獲得することを要請していることよ
り Offa 王の保有する所となつたことが明白である。John は、こ
の事件は、family land が family に固定してゐなかつたものであ
ることを示す証となるものであるとし、また大司教が、その土地を
Offa 王よりもどされた時も完全に獲得せず、大司教が死の床にあ
る時、やうと tantum in dominio が与えられたとし、この辺の
事情は、family に固定したものとす。family land の定説では説
明出来ないとしてゐる。しかし、family land は正に precarious
な割當地にすぎなかつたと解釈すれば、それが Offa 王の下に没収
されて Ealdhun 家にもどらなかつたとしても一向に不思議ではな
い。つまり John の疑問は、family land を family に固定したもの
と考える場合には正当な疑問となるが、family land が precarious
な割當地であることを反省した場合には疑問として通用しなくなる

のではない。また、大司教の死の時に *tantum in dominio* が与えられるまでの間は、大司教が *folkland* として、主としてその財政収入を領有していたものと考えることが出来、さらにまた、その史料には “*rex offa predictam terram a nostra familia abstulit...*”^⑤ として割当地の回復を申立てているが、これは、*family* より *family land* が奪われたと云うことが申立ての根拠となり、またその申立てが認められてもとされる程に、一定の *family land* の割当てをうけると云う当然の権利があった、そう云う *folk law* があつたのであると考えもよいのではなからうか。

第三に *John* の *ceorl* 理解がどのようなものであつたかが不明な点があげられる。*John* によれば、*Germanists* の云う *folkland* は *precariously* に保有されている土地であり、それには *magnates* により保有されているものと、王により保有されているものとより成ると云われるが、前にも述べたように、王により保有されている土地の説明は全く欠如していて、しかもきわめて概念規定が曖昧で不明確なものであつた。つまり、*John* は一般自由民 *ceorl*、*ハイド* 保有農民の保有を王により保有される土地に含めているのであるかどうか。その点、*ゲルマニスト* の *folkland* 説とどう異なるのか。それとも、*magnates' lands* の概念の中に含めるべきなのであるか。若しそうとすれば、*ceorl*、*ハイド* 保有農民は *magnates* になら

ぶものとなり、その家父長制大家族制内部における農奴制乃至奴隸制経営の解釈と云う興味ある大きな問題とからんで来るように思われるが、その辺の *ceorl*、*ハイド* の保有農実態の解釈をめぐる論議は回避されている。この点についてはアングロ・サクソン社会の基本構造に関する論議の核心を欠いている憾があり、ただ徒らに、*family land* が *precarious* な保有であることを繰返しているだけで、それが *Germanists* の *folkland* 説の誤解の上に立つた攻撃である限り、問題の解決を一步も進めていない憾がある。

最後に、*John* の *precarious* な保有と云う概念を利用すれば、*book right* 出現以前の時代においては、*magnates' lands* も、また *ceorl*、*ハイド* 保有農民の *family land* も *precarious* な保有であり、また王自身の保有についても必ずしも王の独断恣意が許されており、形式的にもせよ *witan* の認可を必要とした限り、ある意味では *precarious* なものであり、これら三種類の土地はすべてその保有者の独断的な恣意的な勝手な処分権の認められていない土地であると云うこととなる。そうすると、*book right* 出現以前には、何に基いて、*ceorl*、*ハイド* 保有農民の保有が、教会や *magnates* に譲渡されたのであろうかと云う疑問が起つて来る。*book right* の起源は、*John* の云うように、帝政末の “*ius perpetuum, facultas*” すなわち土地自由処分権、永代後継権の譲渡にその淵源を求めると

とが出来たであらうが、しかし、book right 以前の、つまり自由土地処分権、永代後継権の譲渡が行われるようになる以前の、すなわち、王が precarius に保有していた feorm 徴収権乃至政治支配権のみが教会、magnates に譲渡されると言う場合は、一体何に基いて行われたのであろうか。John の云々 magnates' land 成立の根拠は何であったのか。その淵源は、土地の私有制しか認めていないローマ、またその変形、俗化した形で、土地自由処分権、永代後継権 facultas, ius perpetuum の譲渡を慣例としていた帝政末にさへも求めることは出来ないのであろう。つまり云い換えれば、facultas, ius perpetuum の譲渡 (book, charter) の淵源は帝政末に求めることが出来ても、facultas, ius perpetuum 以前の、単なる feorm 徴収権、政治支配権のみの教会、magnates への譲与の淵源は帝政末に求めることが困難であるように思えるのである。このように見て来ると成程 John の云うように王権は bookland 創出に関する明確な権限を持っていたとはなかったとしても、book charter 以前の、precarius に保有されていた folkland の教会、magnates への譲与については、史料的には誠に乏しいが、folk の代表者である王、および王の witan 認証の下で、folk law に基いて、folkland の範疇内で行われたと考える方がより妥当なものではなからうか。

この点については John の book right 出現以前の、Germanists たちの云々ところの folkland 保有は、究極的には、王によりその superiority 支配権が教会 magnates に譲渡された precarius な laenland であると言つており、folkland に関する王の laen 権を重視しているように思われる。ただ、John の欠点は、それが laenland であつて folkland でないと言ふ点に力を入れているところにあり、John の力説も拘らず laenland も folkland もその実態は変りなものであったから、John の laenland 説は、Germanists の folkland 説を強めるものとはなつてもそれを否定するものとはなつていないのである。それから、前節にも述べたように、彼の laenland 説においては、その創出権を王権に求めていゝるようであるが、この理論は、王の bookland 創出権を軽視した態度とどう連なっているのか。王権に関する彼の見解に、book 以前とそれ以後との間に大きな溝があるように思われてならないことも重ねて附加しておきたい。

彼が帝政末の土地譲渡の慣習に注目し、その風習が教会領の形成を媒介として七・八世紀アングロ・サクソンの book, book right を生むに到つたとする論理には筆者も大いに共鳴する所があるが、book 以前の precarius な folkland 保有については、Germanists の云々 folkland の意味をこゝ違へて laenland 保有と言ふ各

称を与え、ただ呼び名を変えただけにとどまることがなかった。こゝに John の Germanists, Maitland の批判の限界があったように思われる。Maitland の superiority 譲渡説は、book 以前にもまた book 以後にも広くおぼはめようとするものであったのに対し John は、book 以後に限らず Maitland 説は book の意義を余りに軽視したもので曖昧すぎると攻撃し、その淵源を帝政末の慣例に遡及し book, book right の歴史的系譜を明らかにしたのであるが、book 以前の folkland 領有、superiority 領有に関して、ただだ folkland の名辞を抹殺したい執着を見せただけで、何故に folkland 説が誤りであるかと云う論議の核心に達することが出来ずに終わったと云えるであらう。

しかし、始めに自由ありきとするロマンティック意識の過剰な Germanist の理論のすべてが許されるべきではなく、ゲルマンの世界に絶えずローマの風習、制度が影響を与えつつあり、初期アングロ・サクソン社会に、帝政末の土地所有制が形式的にも理念的にも導入されて来ると云う John の理論はきわめて説得的なものがあると思われる。ただ folk law, folkland の否定に余りにも執着した点が、彼をして野心的な perspective を持った力作を生まされた原動力となつてると同時に、また彼を一方的な偏見に陥らせる陥穽ともなつてゐる点が惜しまれる。

③② Maitland, op. cit. pp. 256—7. Vinogradoff, the Growth of the Manor. pp. 142—3.

③③ Maitland, *ibid.* p. 245.

③④ John, op. cit. p. 45. f. n. ①

③⑤ Maitland *ibid.* p. 246.

③⑥ *ibid.* p. 256. また pp. 245—6 に thegn, Wulfing, Aethelbert 以下の bookland を John Wassingwell などが得たが、なお、その外に、彼は Wighelm と共に king's folkland の一部を領有してゐたと云つてゐる。

③⑦ John, *ibid.* p. 48.

③⑧ *ibid.*

③⑨ *ibid.*

六 magnates' land = 豪族の folkland 領有

ところが、Maitland は、ある豪族、教会が folkland とし得る領地を保有している場合は、その豪族、教会はその folkland に関する superiority を保有しているものと考へてゐるが、その Maitland は、book, charter によつて保有するようになった段階にいつても、尚ほその superiority 説を通用せしめる点については、矢張り John が指摘したように、book, charter によつてそれ以前の単なる form 徴収権、political authority, superiority の外に帝政末の facultas, ius perpetuum が附加せられた

ものとして明確に區別されるべきではなからうかと思う。これには、John の指摘する通り大きな差があったことが考えられるのであり、bookland 内の ceorl、ハイド保有農民を依然自由なる folk として何処までも存続せしめようとするかのような Maitland 論調には承服しかねるものがある。

Maitland の superiority 説は、Maitland が云うように広く解釈すべきものではなかく、John が云うところの、book 出現以前の magnates' land (= 王の laenland)、また、Maitland の云うところの、領地を folkland として保有していた豪族、教会の保有にのみ限って考えられるべきではなからうか。Maitland が superiority 保有をきわめて広く、book 出現以後にも認めて行こうとした所で John の適切な批判があったのであるが、しかし John が云うのは、book, charter による保有が帝政末の ius periculum, factitas 譲渡の慣習を輸入したとする見解は正しいが、book 以前の magnates' land 領有の実態をどう考えるかにについてはきわめて弱くものがある。John は牢固として folkland と云う用語を排斥するが、この点については、矢張り Maitland が云うところの superiority 説に従って、王および王の witan たゞの認証の only folk law に基づいて folk law の範疇内で行われた。folkland に関する superiority, political authority の譲渡であったと考えるのが一番

無理のない解釈となるのではなからうか。そしてその内容も、Maitland が云うように、当該 folkland に住んでいたであろうところの一般自由民、ハイド保有農 ceorl の alod, ethel に関する superiority などには ceorl の家長制大家族制下の隷農乃至奴隷も含まれようが、またその外に、國王に非自由民的給付を行っていた laet 隷農、theow 奴隷に関する経済支配権、人格支配権、などを含まれていたと推測出来るのではなからうか。

これは勿論、John が云うように precarious な保有であり、magnate がその保有にふさわしい行動をすることが要請され、そうでない場合には没収されることもあり、また前出の Wulfat と Aethelberht 王の交換のように交換されることもあり得た。しかし Wulfat の Marsham 保有、また Alderman Alfred が庶子に伝えたく希望した folkland 領有などの史料は、明らかに、book, charter 以前に豪族たちがある領地を folkland として保有すると云う過渡的な保有の仕方があったことを示すものである。この過渡的な folkland 領有は、thegn, Wulfat の Marsham 内の Favershams の沼沢地、塩田、附属森林地のように、その後改めて bookling されて行くもので、John が云う如く、precarious な保有より perpetual な保有へと推転し、その推転が確認されて行くこととなるのであるが、この book charter 出現以前の、豪族、教会による

folkländ 領有と云うきわめて過渡的な過程は——この過程、John の云う magnates' lands の段階においては、そこに住んでいた ceorl たちにより従来は王に納めていた feorm を、その豪族教会へ納め、また従来王の行政、裁判権に支配されていたのが改めて豪族、教会のそれに支配されることになる、と云う変化が起ったことが考えられる——後の bookland の成立、さらにマナー領有、封建的土地所有の成立につながる一過程を示すものではないかと思われるのである。

John は、book, book right, bookland の原型を只管帝政末の慣習に求め、その媒介体を教会領形成に求めた点は重要であり、私見による folkländ——教会、豪族の folkländ 領有＝magnates' lands——bookland——manor と云うアンシロ・サクソン七世紀以来の一連の推転過程には、そのあらゆる過程に、教会領所有を媒介としたローマの影響が見られるものと思うが、John が book, book right の起源をひたすら folk right, folk law 以外の世界に求め、magnates' lands と云う過渡的保有に関する概念の明確化をなおざりにした点は筆者に疑惑を起さしめざるを得ないものがある。初期アングロサクソン社会における bookland の成立過程については、概念的にも形式的にも深甚なるローマの影響を見ることが出来るけれども、bookland 成立の一步前の重要な過程として、豪族、教会の folkländ としての領地保有と云う過程があったことを、史料的に

には誠に乏しいが強調されるべきではないかと思われるのである。

⑧⑨ 本文三および註②⑤また本文五、においても前述した。

⑩ 本文二参照 Maitland, op. cit. pp. 240~1 また John, op. cit. p. 13. にも奴隸解放権をも含めた広範な権限であつたとされている。

⑪ 本文四、および註⑧⑩に前述したが、その外 John は、初期アングロ・サクソンの文学作品より、当時の豪族貴族たちの土地保有が厳密に precarious なものであつたことを示さうとしてゐる。(cf. John, *ibid.* pp. 54~6.) 例えは Beowulf の最後までつき従つた彼の忠臣 Wiglaf は、Beowulf の後継としてそのあらゆる財産、宝物、武器などを得るであろうが、若しその子孫が恥づべき行為をした場合にはその権利を失うであろうと云われてゐる。また Chadwick, *Origins of English nation* を援用して、Widsith がその主 Myringsas の王 Eadgils より、その英雄的活動を賞されて、王から土地を受け、また彼の父の ethel をも受ける王の認可を与えられてゐる例 (John, *ibid.* p. 55. foot note 2.) などをあげ、そのような土地保有権は彼ら豪族、英雄たちが儲きとらねばならなかつたもので、それは precarious なものであり彼の英雄的行為の有無にかかつていたものであると説明してゐる。(ibid. p. 56)

本稿は、昭和三十六年度文部省科学研究所総合研究、「イギリス封建社会成立期の研究」における研究分担報告の一部をなすものである。尚おこの要旨は第十三回日本西洋史学会、中世史部会において報告した。

in Japan in imitation of Chinese mirrors which were exported to this country, have come to light at sites. In *Kinai* District, many *Bôseikyô* were exquisitely cast and mostly found in *Koshiki-Kofun* 古式古墳 (Old-style burial tumuli).

More than 1000 ancient mirrors have come to light in Japan and those of Mid- and Later *Han* have been treasured and passed on to succeeding generations. This conclusion is based on the fact that the patterns of the mirrors seem to have been worn down as a result of continued handling. Many of the *Sankakuen-shiûju-kyô* and *Gazô-kyô* of the Later *Han* and the "Three Kingdoms" Period were frequently unearthed at the burial mounds in the *Kinai* District. Some of them were clearly made from a single mould. It may be conjectured with some confidence that mirrors produced from the same mould were brought to Japan either together or at the same time. This conclusion is substantiated by accounts in Chinese official histories. It is frequently reported that many mirrors have been found in a single burial container of tumulus. This fact, together with the manner of treating of those mirrors in the burial site, suggests that mirrors in Japan were never regarded as simple objects for daily use. The mirrors recovered from these tumuli show that the burial sites may be assigned dates no more specific than the third and fourth centuries. We may assume with confidence that the *Yamato* Court was already established and flourishing in the *Kinai* District when those burial tumuli were constructed. The geographical distribution of the recovery sites of the mirrors provides us with evidences of the gradual infiltration of Chinese culture into Japan in ancient times.

A Process of the Making of Feudal Estate in the Early England

—folkland and bookland—

by

Reigan Tomizawa

Eric John, "Land Tenure in Early England" was published in

1960 by Leicester University Press. In this monograph, John explains the difference between book-right and folk-right, and asserts that book-rights involved the rights to alienate or bequeath the land, rejecting Maitland's well-known view. And John lays emphasis upon the thesis that this notion of land conveyance was borrowed from the imperial Rome. And then he proceeds to argue that in the seventh century England there were two kinds of land; magnates' lands and royal lands, neglecting the term of folkland. But, John's understanding of what is meant by folkland is not supportable.

This note proposes to argue that the received theory of folkland is still sustainable and that the acquirement of folkland by magnates in the early Anglo-Saxon period is an important process of the making of feudal estate.